

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第160号)

平成12年8月25日

横情審答申第160号

平成12年8月25日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成11年8月18日総人第227号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「職員の処分について」（平成9年度総人第162号）及び「前道路局職員の
事件に関する管理監督者処分について」（平成9年度総人第166号）の公文
書公開請求非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「職員の処分について」（平成9年度総人第162号）及び「前道路局職員の事件に関する管理監督者処分について」（平成9年度総人第166号）の公開請求に対し、非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「職員の処分について」（平成9年度総人第162号）及び「前道路局職員の事件に関する管理監督者処分について」（平成9年度総人第166号）（以下「本件文書」という。）の公開請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成11年6月2日付で行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

本件異議申立てに係る公開請求の対象公文書となった本件文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号及び第6号に該当するため非公開としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件文書には、処分の対象となった職員の所属、職員番号、職名、氏名、性別、年齢、処分内容等が記載されており、これらは処分対象者の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

本件文書に記載された情報を公開することにより、当該職員の行為に対する評価や判断の状況、また身分取扱内容が明らかになる。

そもそもこれらの情報は処分を公正に行うため、より多くの情報を記載するのが通常であり、一般に知られることが前提となると、的確な記載ができず、処分に必要十分な情報を得られなくおそれがある。

したがって、これらは公開することにより、将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるものと認められるものに該当する。

4 異議申立人の非公開決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が主張している本件文書の非公開決定に対す

る意見は、次のように要約される。

職員の処分は、適正な手続で行われなければならない。職員は事実に基づいて処分されるべきである。処分が秘密裡に行われたのでは、恣意的に処分が行われる場合がある。民主的な組織であれば、処分内容と処分は公開されるべきである。

調査内容は、処分者以外の個人のプライバシーが存在するかもしれないが、処分の結果と処分者は、秘密にすることはできない。

今後も、処分を適正に行うためには、処分内容と処分の明文化及び判例化を進め、処分の適正化を図るべきである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件を審議することとする。

(2) 本件文書について

本件文書は、職員の処分及び管理監督者の処分に関する文書であり、処分の対象となった職員の所属、職員番号、職名、氏名、年齢、住所、事件の概要、処分案、処分内容、処分理由等が記載されている。

(3) 本件文書に係る処分について

本件文書に係る処分（以下「本件事例」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）に定める分限処分（第28条）及び懲戒処分（第29条）ではなく、職員の非違行為に対する諭旨免職処分並びに管理監督者の責任を問う文書訓戒処分及び口頭厳重注意処分であることが認められる。

横浜市では、懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）第5条において、一般職の者が懲戒処分を受けた場合、当該職員の履歴書にこの事実を記載し、市報に公表しなければならないと定めている。しかし、本件事例は、上記のとおり、地公法に定める懲戒処分ではなく、関係職員は諭旨免職処分による依願退職をしていることから、本件事例の内容を公表するかどうかは、処分権者の裁量によるものであると認められる。

実施機関は、いずれの文書とも旧条例第9条第1項第1号及び第6号に該当すると

してその全部を非公開としている。

(4) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については公開しないことができるとしている。

イ 本件文書には、処分の対象となった職員の所属、職員番号、職名、氏名、年齢、住所、処分案、処分内容等の内容が記載されている。このような情報は、当該処分をされた職員にとっては、その職務遂行に係る情報とは認められないものであることから「個人に関する情報」と認められ、本号に該当する。

また、本件文書のうち、管理監督者の責任を問う文書は、職務上の責任を問われている内容の文書であり、当該文書には、監督者の補職名、職名、氏名、処分の内容、処分理由等が記載されているのが認められる。しかし、これらの情報を公開することにより処分された職員の氏名等が容易に特定できることとなり、特定個人が識別され得る情報となるため、当該文書は本号に該当する。

なお、本件文書は、内部管理上作成した文書であり、旧条例第9条第1項第1号かっこ書には該当しないものである。

(5) 結論

以上のとおり、本件文書は旧条例第9条第1項第1号に該当する情報であり、公開しないことができるものであるから、同項第6号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が非公開とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年8月23日	・ 諮問書受理
平成11年9月24日 (第209回審査会)	・ 諮問の説明
平成11年9月24日	・ 実施機関から却下理由説明書を受理
平成12年1月4日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年4月28日 (第223回審査会)	・ 審議
平成12年5月12日 (第224回審査会)	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成12年5月26日 (第225回審査会)	・ 審議
平成12年6月9日 (第226回審査会)	・ 審議
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議